

わかもの あんない
せたがや若者フェアスタートのご案内

しょうがくきん

• **奨学金**

しかくとうしゅとくしえん

• **資格等取得支援**

やちんしえん

• **家賃支援**

いりょうひしえん

• **医療費支援**

れいわ ねんど
令和8年度

申請できる人

すべてのメニューに共通し、次の（１）（２）をどちらも満たす人が対象です。

ただし、メニューによっては、これ以外の要件（年齢など）が加わる場合があります。

（１）次の①～⑥のいずれかにあてはまること

- ① １８歳以降に世田谷区内の児童養護施設等※を退所した人 または 現在入所中の人
- ② １８歳以降に世田谷区児童相談所の措置を解除され、区内外の児童養護施設等※を退所した人 または 現在入所中の人
- ③ 中学校卒業以降に、世田谷区内の児童養護施設等※を退所した人
- ④ 中学校卒業以降に、世田谷区児童相談所の措置を解除され、区内外の児童養護施設等※を退所した人

措置・委託元 措置・委託先	世田谷区内施設・里親	世田谷区外施設・里親
	世田谷区児童相談所	世田谷区以外児童相談所
世田谷区児童相談所	○	○
世田谷区以外の児童相談所	○	×

- ⑤ 中学校卒業以降に、世田谷区児童相談所による一時保護を解除された人
- ⑥ 中学校卒業以降に、世田谷区児童相談所 もしくは 世田谷区の子ども家庭支援センターの支援が終了した人

※児童養護施設等には、自立援助ホーム・児童自立支援施設・里親家庭・ファミリーホームを含みます。

（２）次のA～Dのすべてにあてはまること

※（１）①②にあてはまる場合は、A～Cのすべてにあてはまること

- A 親族による精神的・経済的なサポートを受けることができず、ご自身の収入により生計を維持していること
- B 入所していた施設の長や、支援を受けていた機関の長（世田谷区児童相談所長、世田谷区保健福祉センター長）、または現在支援を受けている機関の長などの推薦を受けられること
（推薦を受けられない場合には、せたエールによる聞き取りに応じられること）
- C せたエールや入所していた施設等のアフターケアを受けながら、生活の基盤を安定させる意思があること ⇒せたエールの支援にあたっては申請の際に同意をいただきます
- D 現在、生活面や心身の状態に困難を抱えていること

⇒現在困難な状況にあることがわかる書類を提出していただきます。（※P. 2）

P. 1 (1) ③～⑥にあてはまる方へ

P. 3以降の各メニューの「提出が必要な書類」のほかに、以下の書類が必要です。

☐ 直近3か月以内の金銭取引の状況がわかるもの (例) 通帳のコピーなど

☐ 現在困難を抱えていることがわかるもの

【収入面で困難を抱えている人】(例) 収入が少ない、アルバイトをしながら学費を稼いでいるなど

☐ 住民票の写し

☐ 収入状況または課税状況がわかるもの

(例) 課税(非課税)証明書、または住民税額決定・納税通知書のうちのいずれか

【健康面で困難を抱えている人】(例) クリニックに通院している、心身の不調で就業できないなど

☐ 医師の診断書の写し

☐ 診察日・診療日が確認できる医療費の領収書の写し、または診療明細書の写し

【収入面、健康面以外で困難を抱えている人は、それを示すもの】



収入状況について、区が住民税の課税状況等について照会することについて同意いただける場合は、収入状況がわかる書類を用意していただく必要はありません。※世田谷区在住の方のみ

➤ 「住民票の写し」の取得方法

方法	必要なもの
お住まいの自治体の区役所・市役所等の <u>戸籍課等</u> の窓口で申請する	・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ・手数料(自治体により金額は異なります)
コンビニエンスストアのマルチコピー 機で発行する	・マイナンバーカード ・手数料(自治体により金額は異なります)

➤ 「課税(非課税)証明書」の取得方法

方法	必要なもの
お住まいの自治体の区役所・市役所等の <u>納税課等</u> の窓口で申請する	・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ・手数料(自治体により金額は異なります)
コンビニエンスストアのマルチコピー 機で発行する	・マイナンバーカード ・手数料(自治体により金額は異なります)

➤ 「住民税額決定・納税通知書※」について

毎年5～6月頃にお手元に届きます。(ご自身で税金を納めている方には郵送、会社等にお勤めの方には、勤め先から配付されます。)非課税の方や未申告の方には配付されません。

※お住まいの自治体によって、「特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」

「市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」など、呼び方が異なります。

詳しくはお住まいの自治体におたずねください。



1 奨学金

1. 対象者

申請できる人（P. 1）であり、現在大学または専門学校等に在籍または入学予定で、以下のすべてにあてはまる人

- ◆ 大学等に進学する前年度の3月31日時点で、29歳以下である。
※一度大学等を卒業（中退）したあと、学び直し等のために別の大学等に進学する場合も申請可能です。
- ◆ 世田谷区以外の自治体が行う給付金・奨学金などの支援を受けていない（受けようとしていない）。



学校教育法に定める大学、短期大学、高校卒業資格を入学要件とする専修学校・各種学校に限ります。（通信制も可）



現在生活保護を受けている場合で、夜間大学や通信制の学校等への進学を考えている方は、事前に担当のケースワーカーに相談してください。

2. 給付対象経費

- ◆ 入学金を除く授業料、施設費、実験実習費およびこれらに類する学納金
※入学の前年度までに学校に納めた分は、入学初年度中に申請できます。
- ◆ 教材費（学校から購入指示のあった教科書、参考図書など、学校指定の教材）
- ◆ オンライン授業のためのパソコン購入費用
※学校からパソコンの購入の指示がある場合に限りします。
※交付は一人1回までです。過去に交付を受けたことがある場合は、申請できません。
- ◆ 通学交通費
※学外での実習等のためにかかった交通費は、対象外です。

3. 給付額

- ◆ 授業料および施設費等：上限50万円
※学費の支払いを目的とした国や民間団体、各大学等の給付金・奨学金の額、学費の減免などの制度を利用している場合は、その分を差し引いた額になります。
（例・日本学生支援機構の減免、西脇基金の給付など）

- ◆ 教材費：実費額
- ◆ パソコン購入費用：上限１０万円
- ◆ 通学交通費：上限６か月定期券×２回分

※実際の定期券の購入のしかたは問いません。３か月定期券×４回購入した場合であっても、支給額は６か月定期券×２回分の額です。

※引越し等により年度途中で通学区間が変更になり、新たに定期券を購入した場合は、その差額分の追加申請が可能です。なお、給付済額が購入総額を上回る場合には差額分を返還していただきます。

4. 提出が必要な書類

- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等申請書
- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等交付申請者推薦書 または 意見書
- ☐ 在学または入学が証明できる書類
(例) 入学許可証、在学証明書、有効期限内の学生証のコピーなど
- ☐ その年の学費がわかる書類
(例) 学校からの納入通知書など
- ☐ 教材費の内訳書または教科書一覧など
- ☐ パソコンの購入に関する書類
(例) 学校からの購入指示書、学校指定パソコンのカatalogなど
- ☐ 通学区間がわかる書類
(例) 学生証の裏面、通学定期券のコピー・スクリーンショットなど

以下は P. 1 (1) ③～⑥に当てはまる人のみ

- ☐ 現在困難を抱えていることを示すもの ⇒ P. 2

※その他、追加で書類の提出を求める場合があります。



すでに学費の納入や、教科書・通学定期券等の購入が済んでいる場合は、上記の書類に加えてその領収書等のコピーも提出してください。

2 資格等取得支援



1. 対象者

申請できる人（P. 1）であり、以下のすべてにあてはまる人

- ◆ 申請時に、39歳以下である。
- ◆ 世田谷区以外の自治体が行う資格等に関する補助等を受けていない（受けようとしていない）。



現在生活保護を受けている場合は、資格の取得を考えていること、せたがや若者フェアスタート事業の資格等取得支援の活用を考えていることを、事前に担当のケースワーカーに相談してください。

2. 交付対象経費

◆ 普通自動車第一種運転免許

※1年以内に自動車運転免許を活用して就職予定、または現在の職場で活用予定の場合に限ります。

※交付は一人1回までです。過去に交付を受けたことがある場合は、申請できません。

◆ 高等学校卒業程度認定資格

※資格取得のための予備校代、参考書・問題集等の購入費用、受験料、模擬試験代等。

※前年度までに合格済の科目にかかる費用は対象外です。

◆ その他資格等

※資格取得のための予備校の入学金・授業料、参考書・問題集等の購入費用、受験料・模擬試験代等。

※学生の方は、在学中に取得する資格等が対象です。

※学生以外（求職中または就職中など）の方は、取得した資格を活用して1年以内に就職・転職予定、または現在の職場で活用予定の場合に限ります。

3. 給付額

◆ 普通自動車第一種運転免許：上限30万円

※教習所の教習費のほか、免許試験受験料、免許交付手数料も含まれます。

◆ 高等学校卒業程度認定資格：上限30万円

※科目ごとの上限ではなく、認定資格取得までにかかったすべての費用の上限です。

◆ その他資格等：上限１０万円



資格等取得にかかる同種の補助（教育訓練給付制度など）を受けている場合や、措置延長中の方で、措置費等で資格に係る費用が支給される場合は、その額を差し引いて給付します。

4. 提出が必要な書類

- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等申請書
- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等交付申請者推薦書 または 意見書
- ☐ 資格等取得にかかる費用の額と内容を確認できる資料
（例）教習所や予備校のパンフレット、資格試験の申込書など
- ☐ 支払いの確認ができる領収書等

以下は P. 1（1）③～⑥に当てはまる人のみ

- ☐ 現在困難を抱えていることを示すもの ⇒ P. 2

※その他、追加で書類の提出を求める場合があります。



すでに入金が完了したもの、購入済のものが対象です。
未払いの場合は申請できません。



一度試験に不合格だった場合も、上限額に達するまでは何度でも
申請して挑戦することができます。（普通自動車第一種運転免許は除く）

3 家賃支援



1. 対象者

申請できる人（P. 1）であり、以下のすべてにあてはまる人

- ◆ 初めて交付を受けようとする時点で、29歳以下である。
- ◆ 居住にかかる経費を自己負担で支払っている。
- ◆ 親族と同居していない。または親族以外の同居人がいる場合は、生計が別である。
- ◆ 世田谷区以外の自治体が行う家賃等に関する補助等を受けていない（受けようとしていない）。



次のいずれかに該当する場合は、家賃支援の対象外です。

- ・施設等に入所している。
- ・世田谷区の住宅支援（シェアハウス）を利用している。
- ・生活保護を受けている。
- ・趣旨を同じくする家賃の補助等（「東京都自立支援強化事業」「世田谷区養育家庭等自立援助事業」等の補助）を受けている。

2. 交付対象経費

◆ 住宅の賃料

※自己負担で支払っている居住に係る費用であって、管理費、共益費等は除きます。

ただしルームシェアなどで、複数人で賃料を負担している場合も、自身が支払っている額が確認できる書類があれば申請できる場合があります。

◆ 賃貸住宅の契約時に保証会社に支払う初回契約料

※前年度までに入居を開始した場合は、さかのぼって申請することはできません。ただし給付期間中の転居等により、新たな物件を契約した際にかかった分は申請できます。

3. 給付期間

◆ 住宅の賃料

[進学者] 所定の修学年限まで（例：4年制大学の場合、4年間）

[就職者・その他]

- P. 1（1）①②にあてはまる人
退所等の日の翌日の属する月から連続する2年間

※退所等の日の翌日の属する月から連続する2年間を過ぎた場合は、住民税非課税世帯の方のみ2年間給付できます。

- P. 1 (1) ③～⑥にあてはまる人

親族との同居を解消し、単身で居住する住宅の賃料の負担を開始した日の翌日の属する月から2年間



上記の給付期間を満了したあとも、疾病等のため就労に向けた活動を行うことができない等、やむを得ない事情がある場合には、2年間の追加申請が可能です。



家賃支援の制度開始時点（令和5年4月）にすでに退所等から2年以上経過していた人で、疾病等のため就労に向けた活動を行うことができない等、やむを得ない事情がある場合には、2年間の給付が可能です。

◆ 賃貸住宅の契約時に保証会社に支払う初回契約料

上記「◆ 住宅の賃料」の給付を受けている期間

4. 給付額

◆ 住宅の賃料：上限3万円（月額）

※民間団体や就労先等から住宅にかかる費用の補助等を受けている場合は、その額を月額の賃料から差し引いた額を基準とします。

◆ 賃貸住宅の契約時に保証会社に支払う初回契約料：上限2万円

5. 提出が必要な書類

- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等申請書
- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等交付申請者推薦書 または 意見書
- ☐ 居住にかかる経費および契約者がわかる書類
(例) 賃貸借契約書のコピー、住宅補助が支給されている場合は給与明細のコピーなど
- ☐ 保証会社の契約料および契約者がわかる書類
(例) 賃貸借保証委託契約書のコピーなど
- ☐ 進学者の場合は、在学または入学が証明できる書類

以下は P. 1 (1) ③～⑥に当てはまる人のみ

- ☐ 現在困難を抱えていることを示すもの ⇒ P. 2

※その他、追加で書類の提出を求める場合があります。



4 医療費支援

1. 対象者

申請できる人（P. 1）であり、以下のすべてにあてはまる人

- ◆ 初めて交付を受けようとする時点で、39歳以下である。
- ◆ 世田谷区以外の自治体が行う医療費に関する補助等を受けていない（受けようとしていない）。



次のいずれかに該当する場合は、医療費支援の対象外です。

- ・ 措置延長中であり、措置費等で医療費が支給されている。
- ・ 生活保護法を受けている。

2. 交付対象経費

- ◆ 医療機関等の受診にかかる費用

※受診料、カウンセリング料、薬剤料、文書作成料、交通費（自宅から医療機関まで）等

※予防接種や美容に関する治療等の費用は対象外です。

3. 給付期間

- ◆ 医療機関の受診にかかる費用

[進学者] 所定の修学年限まで（例：4年制大学の場合、在学中の4年間）

[就職者・その他] 初めて申請しようとする日の属する年度から、連続する2年間



医療費支援は、第1回～第4回のどのタイミングで申請しても構いません。

（例）令和7年11月に、令和7年4月と5月に受診した際の受診料を申請



年度途中で施設を退所した人が、年度の途中から医療費支援を申請する場合は、初めて医療費支援を利用した月から2年間とします。

（例）令和7年10月に退所、11月利用分の医療費を申請

⇒ 令和7年11月から令和9年10月まで

4. 給付額

◆ 医療機関等の受診にかかる費用：上限3万6千円（年額）



年度途中に施設を退所した人がその年度の途中から医療費支援を申請する場合、その年度の上限額は、医療費支援を初めて申請した月から3月までの月割りとなります。

（例）令和7年10月に退所、11月利用分の医療費を申請

⇒ 11月から3月までの5か月分として

3,000円×5月＝15,000円が上限

5. 提出が必要な書類

- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等申請書
- ☐ 世田谷区児童養護施設退所者等奨学金等交付申請者推薦書 または 意見書
- ☐ 医療機関等の受診にかかった費用がわかる書類

（例）診療費請求書兼領収書のコピー、調剤薬局の領収書のコピーなど

- ☐ 各種公費医療を利用している場合は、有効期限内の受給者証のコピー

以下は P. 1（1）③～⑥に当てはまる人のみ

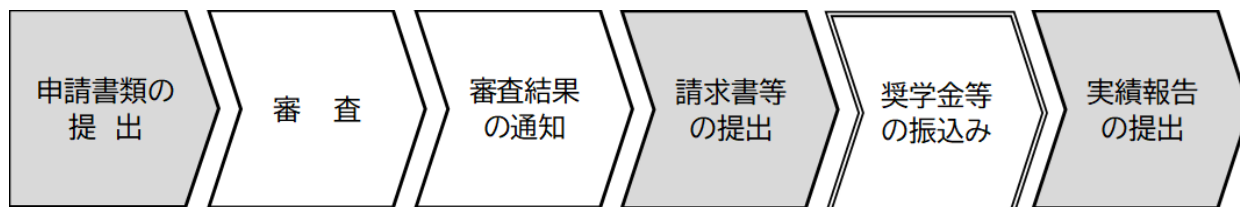
- ☐ 現在困難を抱えていることを示すもの ⇒ P. 2

※その他、追加で書類の提出を求める場合があります。



5 手続きの流れ

1. 手続きの流れ



- ① 申請書類の提出：申請書、推薦書（意見書）、その他必要な書類を準備し、提出します。
- ② 審査：世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金事業審査会にて、交付可否の審査を行います。
- ③ 審査結果の通知：審査の結果を、申請者および推薦者（意見書作成者）へ通知します。
交付が決定した場合は、請求のための書類をあわせてお送りします。
- ④ 請求書等の提出：交付決定者は、請求書等の必要書類を世田谷区に提出します。
※初めて交付を受ける場合は、振込を希望する口座情報等も提出します。
- ⑤ 奨学金等の振込み：世田谷区から、交付決定者本人の口座に決定した額を振り込みます。
※家賃支援の賃料は、1年分を交付決定した場合も四半期ごと（6月、9月、12月、3月予定）に振り込みます。
- ⑥ 実績報告の提出：交付を受けた方は、2月～3月に実績報告書を世田谷区に提出します。



交付決定した内容に変更が生じた場合は、年度内に変更申請書を提出します。
※住所変更、教材の追加購入による教材費の追加申請など。
変更申請された内容は、再度審査会にかけて、交付可否を判断します。



オンラインまたは郵送にて申請できます。

詳細は区のホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03648/24424.html>

右の二次元コードを読み取ってホームページにアクセスできます ▶



2. 申請スケジュール

申請受付および審査会は、年度に4回行っています。

詳細な日程は、受付期間ごとにお送りする通知をご確認ください。

	申請受付期間	審査会実施時期	交付時期
第1回	4月下旬	5月中旬頃	6月上旬頃（目安）
第2回	6月中旬 7月中旬	8月中旬頃	9月上旬頃（目安）
第3回	9月中旬～10月中旬	11月中旬頃	12月上旬頃（目安）
第4回	12月中旬～1月中旬	2月中旬頃	3月上旬頃（目安）

※時期は、年度により前後する場合があります。

※第4回申請受付期間終了後、同年3月31日までに発生した医療費のみ、同年年3月31日まで申請受付をします。詳細は、第4回にお送りする通知をご確認ください。

3. 注意事項

- (1) 交付決定した内容から変更が生じた場合は、変更申請が必要です。
- (2) 交付決定を受けた方が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消し、奨学金等の返還をしていただくことがあります。
- (3) 実績報告書が期限までに提出されなかった場合も、交付決定を取り消し、奨学金等の返還をしていただくことがあります。

4. お問い合わせ先

世田谷区 子ども・若者部 児童相談支援課 社会的養護推進担当

〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5

電話 03(6304)7740 / FAX 03(6304)7786

よくある質問（令和7年3月版）

〔給付型奨学金〕

Q 1. 進学先の専門学校が日本学生支援機構の減免対象ではないのですが、フェアスタートの給付型奨学金を申請することはできますか。
A 1. 学校教育法に定める専門学校であれば申請可能です。
Q 2. 中途退学した場合、給付された奨学金は返還しなければならないでしょうか。
A 2. すでに大学等に支払い済みの費用については返還の必要はありません。ただし、たとえば四半期ごとの分納で、大学等にまだ納めていない分がある場合等は返還していただきます。
Q 3. 実習先で作成してもらう書類の作成料は申請できますか。
A 3. 実習そのものにかかる費用ではないため、対象外です。
Q 4. 実習先までの交通費は申請できますか。
A 4. 対象外です。

〔資格等取得支援〕

Q 1. 大学1年生ですが、普通自動車第一種免許を取得したいので、資格等取得支援を申請することはできますか。
A 1. できません。（普通自動車第一種免許を申請できるのは、1年以内に就職予定または現在の職場で活用予定の方です。）
Q 2. 就職にあたり、運転免許は必須ではないのですがあったほうが良いとされています。申請してもよいでしょうか。
A 2. 運転免許の所持が就職に有利となるのであれば、申請して差し支えありません。